

常用漢字改定と漢字指導

情報化時代に対応するとして見直しが進む常用漢字。この改定によって子どもたちが学習する漢字は二〇〇字ほど増えることが予想されます。本特集では、この改定に教室でどう対応すればよいのかを考えます。

答申された改定常用漢字表について

早稲田大学社会科学総合学院

笹原 宏之

一 はじめに

本稿では、「常用漢字表」に関わる基本的な情報と、それに対する改定に関わる事柄について述べる。なお筆者は、改定にあたった文化審議会国語分科会及び漢字小委員会とそのワーキンググループに関わった委員としての見解をここに述べるのではなく、そこで得られた事柄と考えたことを元に、客観的な記述を行っていききたい。

二 「常用漢字表」の歴史

日本語は、中国から漢字を受け入れて以来、漢字によって表記される語を増やしていった。漢字は数万種類が辞書に収められており、日本語はその中から、時には新たにつくったものを加え、数多くの漢字を用いて書き表されるようになった。各時代において、日本語の使用者に共有されている範囲をはるかに超えるような漢字まで用いた文章が現れることがまれではなかった。

そうした状況の中、第二次世界大戦後の昭和二年に、政府は日本語を平易に書くために漢字を制限し、「当用漢字表」という表に整理した決まりを示した。そこには、一八五〇字が採用されており、そこにない漢字は仮名書きとするか語自体を言い換えるように促す制限色の濃いものであった。法令、公用文書や、新聞、雑誌、放送（テレビ）などのマスメディアも、これに準拠する原則を作った。

「当用漢字表」は、現実の文字使用に大きな影響を与え、情報の読解力や表現力、知識に平準化をもたらし、戦後民主主義を推進するうえで一定の働きをしたと考えられる。しかし同時に、当用漢字表の範囲を超えた漢字の使用は残り続けた。昭和五六年には、当用漢字表を、漢字に対する制限を緩める形で引き継いだ「常用漢字表」が内閣告示・訓令によって公布された。ここでは、字種が九五字追加され一九四五字となっただけでなく、日常生活で用いる漢字の「目安」としての表という緩やかな性質が示された。これは、各方面や一般からの要請に応じた面があり、これにより国が一般の日本語における漢字使用の範囲を厳しく制限した時代は終焉を迎えたといえる。

なお、これに基づき、学校の国語教育では

現在、小学校で一〇〇六字、中学校で残りの多くの字を学習することになっている。

その後、ワープロやパソコン、さらに携帯電話などの情報機器が急速に普及したことで、人々の間で漢字の使用がいつそう増えていく。特に、仮名漢字変換ソフトによって容易に打ち出される漢字は、それに拍車を掛け、新聞などマスメディアとの間でも相互に影響が生じ、漢字使用を促進する循環をもたらしてきた。

そうした高度な情報化社会の到来という新たな状況の中で、平成一七年三月に文部科学大臣から「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」という諮問を受け、文化審議会国語分科会において検討が進められた。そして平成二二年六月七日に、「改定常用漢字表」が文化審議会から文部科学大臣へと答申され、いずれ内閣告示・訓令となることが見込まれている。そこでは従来の常用漢字表に対して一九六字が追加され、使用機会の減った五字（勺 錘 銚 脹 匁）が削除されて、合計二二三六字となった。

三 「改定常用漢字表」の性格と改定のもつ意味

(一) 字種

今回の改定は、ワープロやパソコン、携帯

電話などの電子機器が急速に普及したことから、漢字をめぐる環境が大きく変化した情報化時代に対応するものである。書籍での使用頻度に基づき、新聞やWEBなどでの使用頻度も参照しつつ、文章を効率よく読み取れることを主眼とするなど、いくつかの条件により漢字が選ばれた。WEBでの漢字使用の傾向については、文化庁国語課において今回初めて調査されたものである。

そのようにして加えられた漢字には、「揆」「撝」「巾」「虹」「呂」「崖」「懂」「爽」など、日常的にしばしば目にしてきた字がほとんどであり、ここでやっと採用されたのかと感じられるものがあるとの意見も寄せられた。

「麵」「井」「鍋」「串」は食事、「瘦」は健康や美容、「綻」は経済状況を表す語と深く関係しているように、字種に世相の変化を見いだすことも可能であろう。新聞で取り上げられる記事や、雑誌での特集記事の傾向と一致する側面があるとも感じられるであろう。

なお、「嬉しい」など、書籍での使用頻度は高くとも、字訓だけの使用で造語力が低い、形容詞としての使用にとどまるなどといった理由から採用されなかった字もある。採用されなかった字には、「嘘」「噂」のようにしばしば使われている字もある。ただし、表にない字を使うことを禁じているわけではない。

むしろ、振り仮名を活用するなど、読み手に配慮することの必要性が説かれているのであり、また個々の事情に応じて、適切な考慮を加える余地のあるものとも明記されている。個々人の表記、つまり個人が自己の日記で使用するような漢字も、表の直接の対象とはなっていない点も述べられている。

学校教科書には、いずれ「改定常用漢字表」が何らかの形で反映されていくと考えられる。新聞各社などは、追加された漢字の多くにしばらく振り仮名を付すといった対応を行うようである。今回追加された漢字は、世の中で比較的よく使われているので、漢字に関心を持ちながら文章に接していれば、たいていの字については、次第に確実に読めるようになることと考えられるが、振り仮名がなくても読めるようにしていく心掛けも必要であろう。「国語に関する世論調査」（二〇一〇年二月～三月）によって振り仮名を求める意識が優勢であることが明らかとなった「語彙」などについては、そのことを意識して文章を表記していくと伝達上効果的であろう。

なお、固有名詞を対象とはしていない常用漢字表ではあるが、公共性の高い都道府県名に大阪、福岡、栃木など表外字を含むものがあることから、その漢字をすべて採用した。また、「障害」の元の表記である「障得」の

「碍」については、その字義なども含めて検討し不採用となったが、政府の今後の方針によつては改めて検討することとなった。

(二) 音訓

漢字の中国にならった読み方である音読みと日本独特の訓読みも、常用漢字表には示されている。改定においては、出版物での文字列調査、国立国語研究所の「現代書き言葉均衡コーパス」によるデータなどを利用しながら、慎重に検討された。

その結果、「委(ゆだ)ねる」「育(はぐくむ)」「描(か)く」「放(ほう)る」「創(つく)る」「関(か)か)わる」「全(すべ)て」「他(ほか)」「旬(シユン)」「浦(ホ)」「疲(つか)らす」され、「畝(せ)」「浦(ホ)」「疲(つか)らす」という三つの音訓が削除された。「私」は「わたくし」に加え、「わたし」とも読めることとなった。おおむね、一字に音・訓を合わせて読みが二つあることになる。

「癒着」「治癒」の「癒」は、「常用漢字表」に「ユ」という音読みで採用され、今回の改定でさらに「いやす」「いえる」という訓読みも追加された。「旬」は「シユン」という音読みにも追加された。「電車内がこむ」という音読みも追加された。「こむ」も、「込む」だけであったが、近來の実勢に合わせて「混む」という書き方、

つまり「混」に「こ」という訓読みも採用された。なお、本来の「込む」も残されたため、これらは異字同訓となるが、改定で生じた異字同訓については、用法例が示されている。削除された「刃」「勺」などとともに、時代の変化や社会的な要請による変更といえよう。「十個」はこれまでは「ジッコ」という音しか認めていなかったが、「十」の備考欄に「ジユツ」とも言うことが明記された。

なお、当て字や熟字訓の類は、「真面目」「弥生」などが追加された。「五月晴れ」だけでなく、「五月」「お父さん」だけでなく「父さん」「心地」だけでなく「居心地」といった類も認めることが明記された。

「改定常用漢字表」は、一般社会の中で漢字を使う際の「目安」であつて、絶対的な制限を与えようとする基準ではない。例えば自己の日記に「お腹(なか)」「私の家(うち)」という表にない読み方を用いることはならぬ問題がない。また、芸術作品も対象外であるため、小説や歌詞などで「悲しい思い」ではなく「哀しい思い」と書かれていても否定されたりはしない。

(三) 字体

今回の改定では、時代の趨勢に即して、「鬱」など字画の複雑な字も採用された。これは俗字の「鬱」などよりも広く使われているため、

画数が二九画に達するこの字体で採用された。さらなる略字もあったが、字の醸し出すイメージからも文字コードの面からも歓迎される状況にはなかった。「改定常用漢字表」では、表にある全ての漢字を手で書ける必要はない、と述べられている。パソコンなどで適切に漢字を選び出し、文書に打ち込むことができる力は、学校だけではなく社会に出てからも求められることであろう。

「改定常用漢字表」では、漢字の形に一定の幅が認められていることには、留意する必要がある。

常用漢字表の改定においては、印刷と電子情報交換用の文字コードで採用されている字体の一つの実情を鑑み、追加される漢字の多くは「表外漢字字体表」(旧国語審議会答申)で印刷標準字体といういわゆる康熙字典体やそれに近い字体を採用することとなった。一方、人名用漢字、簡易慣用字体とされていた字(龜 麴 曾 瘦など)についてはその一般での習慣や生活漢字としての意義を認め、採用することとなった。

しんにょう^⑧、しょくへんという部首の場合には、本表で最初に掲げられている字体と異なる字体が「許容」されることとなっている。「遜」「邇」「謎」と「餌」「餅」は、活字であっても、点が一つだけのしんにょうと新字体式

のしよくへんが「許容」される。また、情報機器の関係で、表内の「通用字体」でない「類」などの字体を使用することは差し支えないとされている。

「常用漢字表」では、「字体についての解説」が付されている。それによると、「木」ははねでもはねなくても字体つまり字の骨組みは同じであり、「八」も右はらいを「一」から書くように描かれる筆押さえは明朝体活字のデザインにすぎないとする。なお、「町」の「丁」の高さは「畔」と比して低いが、この類は字体の差か否か、この表から類推して別に判断が求められるものである。

今回の改定で、デザイン差とされるものに、特定の字種に限って適用されるものが加わった。字体の差とも見えるが、「芽」や「励」などには適用されないという考え方である。

牙・牙・牙 𪗇・𪗇

改定では、漢字を手書きをすることの重要性が説かれているが、手書きでの字体についての扱いなども決められている。

手書き文字と印刷物の活字書体とは、習慣や目的などの差によって異なる形が現れることがある。次の範囲では、骨組みつまり字体は同じと考えられている。

北—北 八—八

手書きの文字においては、とくに字形のバリエーションの幅がやや広く認められている点にも注意が必要である。字体すなわち字の骨組みが同じで、デザインだけが異なるという、漢字政策が一貫して採ってきた考え方によるものである。

糸—糸 木—木

令—令 女—女

今回、しんによろは、手書きでは「𪗇」という形が一般的だとされた。「溺」「葛」「填」「頰」「噓」「箸」「嗅」「箋」「彙」「惧」なども、手書きでは「溺」「葛」「填」「噓」「箸」「嗅」「箋」「彙」のように略しても書くことが示された。

こうした漢字の形のわずかな差に対して、字の骨組みは一緒だという見方を身に付けていくことが必要である。「謙遜」「遡る」「謎」は、印刷物の活字書体でも、点が一つだけのしんによろは上記のとおり許容されたが、手書きではいずれも「𪗇」という形が一般的だ

とされた。「餌」も「餌」が手書きでも問題ないとされている。

四 おわりに

「常用漢字表」とその改定に関して、概要を記した。今回の改定では、その後のもろもろの環境の変化に伴い、従来の常用漢字表よりも規則が複雑化した面もあるので、詳細は答申などをご覧いただきたい。

常用漢字表について理解を深めるためには、私たち自身の漢字の用い方、漢字への接し方にも意識を向ける必要がある。文字で書かれた文章は、音声と違って後々まで目に見える形で残るものである。自分が伝えようとした言葉と意図を、読み手にきちんと読み取ってもらえるように、分かりやすい漢字を選んで書く、つまりコミュニケーションの手段として漢字を適切に用いていこうとする態度が重要だという認識が、今回の改定の背景としてある。これは、他者に向けて日本語を表記する場合には、常に意識しておくことが求められるよう。

ささはら ひろゆき 早稲田大学教授、博士（文学）。日本語の漢字を研究し、常用漢字表等の改定に携わる。「日本の漢字」（岩波新書）など。金田一京助博士記念賞受賞。